

64	産業労働局	中小企業制度融資
事業概要	<p>中小企業制度融資は、都内の中小企業者が事業の活性化や経営の安定等に必要な資金を円滑に調達できるよう、都、東京信用保証協会及び金融機関の三者が協調して行う融資である。都が、融資メニューや融資条件などを定めるとともに、融資の呼び水として都の資金を金融機関へ預託し、東京信用保証協会が中小企業の信用保証を行い、金融機関が融資を実行する。</p> <p>現在の保証限度額は、無担保保証の8,000万円を含め、原則として2億8,000万円までとなっている。</p>	
これまでの経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最近3年間の主な制度融資メニューの充実等 (平成26年度) <ul style="list-style-type: none"> <li>・「小口（短期つなぎ特例）」 小規模企業者に対して、原則3営業日以内の保証審査により、300万円までの小口資金を融資する特例制度を創設</li> <li>・「小口（経営革新特例）」 経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けた小規模企業者に対し、金利を0.4%優遇する特例制度を創設</li> <li>・「設備更新・企業立地促進」 機械・設備の更新や工場・事務所の新增設等に必要な資金を長期で融資するメニューを創設し、信用保証料の1/2（設備更新の場合は4/5）を補助</li> <li>・「チャレンジ」 経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けた中小企業者に対し、金利を0.2%優遇する措置を追加</li> <li>・「円高セーフ」「円高一般」 「円高セーフ」を「経営セーフ」に統合し、「円高一般」の取扱いを終了</li> <li>・「特別借換」 借入中の保証付融資の残高に加え、事業計画の実施に必要な額を上乗せできるよう、融資限度額を拡充</li> <li>・「政策特別融資」 「防災対策」「成長産業分野育成」など新たに4つの融資メニューを追加</li> </ul> </li> <li>(平成27年度) <ul style="list-style-type: none"> <li>・「創業」 新たに信用保証料の1/2を補助。商工団体等から創業支援を受けた場合、金利を0.4%優遇する「創業支援特例」を創設</li> <li>・「事業承継」 後継者への事業の引継ぎ期に、経営安定化や多角化などを目的として活用できるメニューを創設し、信用保証料の1/2を補助</li> <li>・「チャレンジ」 BCPの策定・実施に係る費用を融資対象に追加。商工団体等からBCPの策定・実施に係る支援を受けた場合、金利を0.2%優遇</li> <li>・「事業一般」 融資限度額を1億円から2億8,000万円に拡大するとともに、受注による2年以内の入金予定に合わせて返済方法を設定できる「受注対応特例」を創設</li> </ul> </li> <li>(平成28年度) <ul style="list-style-type: none"> <li>・「海外展開支援」 海外展開を目指す中小企業の資金調達に幅広く活用できるメニューを創設し、信用保証料の1/2を補助</li> <li>・「創業」 創業後5年未満までの様々な資金調達に活用できる「創業融資」の融資利率を一律0.2%引き下げ</li> <li>・「事業承継」 事業承継期の幅広い資金調達に活用できる「事業承継」において、商工団体等から支援を受けた場合、金利を0.2%優遇する「事業承継支援特例」を創設</li> <li>・「政策特別融資」 新たに2つの融資メニュー（経営基盤強化）を追加</li> </ul> </li> </ul>	

現在の進行状況	<p>平成 29 年度については、中小企業者に対する円滑な資金供給をより一層図るため、次のとおり制度改正等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業一般」 「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を活用して受注機会の拡大を目指す中小企業の資金調達に活用できる「ビジネスチャンス・ナビ 2020 連携特例」を創設</li> <li>・「経営支援特例」 中小企業支援機関の経営支援を受けて改善計画を策定した場合、「経営支援融資」の信用保証料の負担を一層軽減する特例メニューを創設</li> </ul>		
見今通後の	<p>中小企業者を取り巻く経営環境の変化や国の施策の方向性などを踏まえつつ、今後とも中小企業者にとって、分かりやすく利用しやすい制度融資となるよう、適宜制度の見直しや充実を図っていく。</p>		
問い合わせ先	産業労働局 金融部 金融課	電話	03-5320-4877